

## 平成28年度第3回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成28年7月1日（金）午後7時00分から午後10時00分頃まで

場 所：京都市保健福祉局 会議室

出席委員：安保千秋，安藤和彦，清水智，土江田雅史，藤木恵（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

### 【佐川担当課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成28年度第3回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただく京都市保育課保育内容向上担当課長の佐川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それではまず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『移管対象保育所保護者からの意見書』，2点目が『事務局からの審議提案事項』，3点目が『点数配分について』，4点目が『審査項目一覧』，5点目が『移管先法人等募集要項（案）』でございます。

また、参考資料としまして『民間保育施設の研修体系図』を付けさせていただきます。

不足等はありませんでしょうか。

本日は、聚楽保育所の保護者会から、募集要項案について御意見をお聴きし、前回に引き続き、移管先法人の募集要項案について、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

### 【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は午後7時30分頃から聚楽保育所保護者会からの意見聴取を行います。それまで募集要項案の審議を進めたいと思います。

その前にまず、前回の部会における山ノ本保育所保護者会からの意見聴取の際の委員の質問内容について、聚楽保育所保護者会の方から御意見がありました。その件について、安藤委員の方から質問の意図などについて御説明いただければと思います。

### 【安藤委員】

前回質問させていただいた趣旨を説明します。

この会議での議事は公表されますので、エントリーを考えている法人が御覧になる可能性もあります。その際に、山ノ本保育所保護者会の方がおっしゃった現状の保育をそのまま継続してほしいという要望だけでは弱いかなと思いました。というのは、私から現状の保育が最低条件ですかと質問して、それに対して、そうですとお答えになるよりも、保護者の口から現状の保育が最低条件だと断言していただいた方がインパクトが強いと考え、あのような質問をさせていただきました。

私の質問に対し、山ノ本保育所の保護者の方からは最低条件ですとお答えがありましたので、良かったなと思っております。

以上のような趣旨で発言させていただきました。

さらにもう1点、改善すべき点があれば保護者の方も一緒に考えてくださいと申し上げました。私は、山ノ本保育所の環境について完成当初の昭和54年から見てきており、環境が大きく変わってきております。1年ほど前には、保育所前の道において、国道1号線と国道171号線がつながり、今後、今よりも交通量が増えてくると考えられます。このように環境が変わってきている中、今後の条件整備においては、保護者の方も一緒に検討される方が良いと考え、発言させていただいた次第です。

以上でございます。

### 【安保部会長】

山ノ本保育所保護者の方々は、大変緊張しておられたと思います。そんな中、私たちの質問に答えていただきました。保護者の方々も、非常に緊張しておられるかと思っておりますので、今後は、分かりやすく丁寧に質問させていただきたいと思っております。委員の皆様もよろしくお願いいたします。

それでは、募集要項案の審議に入りますので、事務局から募集要項案の修正箇所について説明をお願いします。

### 【村上担当課長】

まず、資料5についてでございます。

前回からの募集要項案の変更点・修正箇所が大きく2つございます。

4ページをお開きください。

「5 移管に係る基本的事項」のウの下にございます(参考)につきまして、土地貸付料、建物譲渡額、建物貸付料及び備品価格それぞれの価格が出ましたので、記載しました。土地貸付料につきましては約200万円、建物譲渡額は約1,390万円で、実質法人負担は348万円となります。また、建物を貸し付けた場合は約188万円、備品につきましては約9万円となっております。こちらは聚楽保育所分でございますが、同じく山ノ本保育所分につきましては、12ページになります。記載場所は同様の場所でございます。土地貸付料は約100万円、建物譲渡額は約1,270万円、うち法人負担は318万円、建物を貸し付けた場合は145万円、備品につ

きましては約7万円となっております。

続きましてもう1つ修正箇所がございます。27ページを御覧ください。

下段の見直し予定の部分を削除しております。

こちらにつきましては、現在、保育課で保護者説明会を実施しており、まだ終了しておりません。募集要項確定までに説明会が終了しないことが予想されますので、募集要項からは一旦削除させていただきたいと考えております。同様に34ページの山ノ本保育所の分も修正しております。

変更点については以上でございます。

**【安保部会長】**

財産の貸付料等は、固定資産評価額を基に算出した結果でしょうか。

**【村上担当課長】**

そのとおりです。

建物譲渡額は不動産鑑定評価の結果を基にしております。

**【安保部会長】**

そのほか質問はございませんか。

また、前回の部会において、募集要項の修正箇所について、各委員に本日までに確認いただきますようお願いしておりました。皆様御確認いただいたということによりよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

**【安保部会長】**

それでは、前回と今回の修正箇所については確認させていただきました。

続いて、前回の部会において、事務局から審議事項の提案がございましたが、本日までの積残しになっておりました。この点について審議を進めてまいりたいと思っておりますが、審議事項について事務局から追加の提案があるようなので、御説明をお願いします。

**【村上担当課長】**

資料2を御覧ください。

前回の選定部会以後、聚楽保育所保護者の皆様と説明会の場を持たせていただき、約180項目の質問に対する回答の中で、どうしても部会で審議してほしいという意見がありましたので、今回追加の審議事項という形で提案させていただきたいと思っております。

資料2の裏面の「6 審査項目【追加】」でございます。

一つの項目で複数の審査基準が設定されている項目があり、審査基準が不明確であ

るとの御意見をいただきました。

具体的には、書面審査の「4 事故及び不祥事」、「10 苦情解決」、「15 保育の方針」、「31 職員の配置計画」と実地審査の「第2-4 保護者との交流・連携」でございます。

例えば、「4 事故及び不祥事」については、審査基準として「団体等の運営上、過去2年間において重大な事故や不祥事がなかったか。」という基準と「事故等発生後の対応は適切か」という二つの基準を設けていますが、審査基準が2つあると、どちらを見るのか分かりにくいという御指摘でございます。

この点につきまして、今回御審議いただきたいと考えております。

#### 【安保部会長】

1つの小項目において、事象の有無とあった場合の対応を聞いていました。事象の有無と事象があった場合の対応で小項目を分けるということで理解しましたが、個別の項目にし、例えば事故がなかった場合は、その後の対応の部分の項目は質問自体がなくなるので、満点になるということでよろしいでしょうか。

#### 【村上担当課長】

2つ項目があり、どちらも大切な項目と考えておりますので、一つひとつを正確に見るのも一つの手法であると思います。また、点数や係数を変更するかどうかもお聞きしたいと考えております。

#### 【藤木委員】

事故や不祥事が発生した時のマニュアルがあると思います。不祥事などがあった場合はどういった対応をするのかを聞くことになるかと思いますが、なかった場合は聞かないということでしょうか。

#### 【村上担当課長】

事故があったかなかったかという項目においては、事故がなかった場合は、それ以上評価することがございませんので、まず事故がないことを評価していただくこととなります。事故があった場合は、事故発生後の対応方法について、点数をつけていただくこととなります。

#### 【土江田委員】

事故等発生後の対応は適切かという質問については、過去2年に限った質問ですか。過去2年に発生した事故について、対応が適切かどうかで判断すれば良いのですか。

#### 【村上担当課長】

これまで、過去2年について確認しておりますので、今回もこれに準じた形としています。

**【清水委員】**

事故がなければ満点で4点をつけるということですが、事故があったが適切に対応していた場合は4点になるのでしょうか。それとも2年以内に事故があった場合は満点にはなりえないのでしょうか。

**【村上担当課長】**

現在は係数が2で、4点が満点となっておりますが、このままで良いのか、分けることによって係数1、満点2点の項目が2つになる方が良いのかにもよりますので、考え方も踏まえて御審議していただければと思います。

**【安保部会長】**

事故等何ものなければ2点、重大事故があれば0点になり、さらに対応がよいか悪いかで評価しますが、事故が全くなかったところと比べると点数が違ってくると思います。

保護者の方の御意見は、複数の審査基準が入っているとどの基準で何点なのかわかりにくいので、審査項目を分けてほしいという意味ですか。

**【村上担当課長】**

1項目で正しい審査をすべきであるという御意見です。現状のままにするのであれば、今の基準が正しいという説明をしてほしいという御意見です。

**【安保部会長】**

現状のままにするのであれば、満点を2点とすると、1項目目で1点、2項目目で1点という基準を明確にしてほしいということですか。

そもそも事故があった場合は、どれだけ対応がよくても0点にするなど明確にすればよいということですか。

**【村上担当課長】**

分かりやすく審査ができるようにしてほしいという御意見です。

**【安藤委員】**

事故についてということですが、数年前に桂川が氾濫して自然災害が起こった際に、保育園にも被害がありました。自然災害ではありますが、事故が発生しているので1項目目は0点で仕方ありませんが、その際に、どのような対応をしたかが事故発生後の対応というところで評価できると思います。この点についてはいかがですか。

**【藤木委員】**

災害対策は別に項目があります。

**【安保部会長】**

災害対策はそちらの項目で判断する方が良いと思います。

基準をできるだけ明確にということですので、小項目を分ける形で設定いただいて、点数配分をどうするかを検討するというところでよろしいですか。

**【清水委員】**

小項目を分けた場合、過去2年間において事故があったかなかったかという質問で1点という評価はできるのでしょうか。

**【土江田委員】**

客観的な事実への質問については、0点か2点かの評価になるでしょう。

**【安保部会長】**

第三者評価を受けているか受けていないかなど他の項目もありますので、そちらは0点か2点になると思います。

**【土江田委員】**

重大な事故と報告されたが重大ではないと我々が判断する場合には、1点をつけることも想定できますが、やはり客観的な事実に対する質問は0点か2点で判断すべきだと思います。

**【安保部会長】**

保護者会の御意見を取り入れ、審査項目を分けることとし、配点につきましては、全体の点数配分にも影響しますので、そちらと合わせて検討するというところでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

**【安保部会長】**

午後7時30分になりましたので、聚楽保育所保護者会の意見聴取に移りたいと思います。我々の移動が終わりましたら、聚楽保育所保護者会の方は申し訳ありませんが、保護者席の方へ移動をお願いいたします。

[聚楽保育所保護者会移動]

**【安保部会長】**

前回に引き続きまして、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。これから意見聴取をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**【聚楽保育所保護者会】**

前回に引き続き、意見聴取の機会をいただきましてありがとうございます。

前回の部会以降、事務局から説明をいただき、保護者会でも意見を考えてまいりましたので、お話しさせていただきます。

本日の意見については、5つございます。5つの意見は本日配付いただきました資料1「聚楽保育所の移管先法人選定にかかわる聚楽保育所保護者会からの要望」にございます。

まず、お話しをさせていただく前に、この民間移管は、私たち保護者や子どもたちが望んで行われているわけではありません。このことを委員の皆様にも御理解いただいて、これ以降の審議・選定に携わっていただきたいと思います。

本来、子どもたちや福祉は、私たち大人にとって大切な問題であり、子どもたちをどのように守っていくかということが単なるコストの問題で切り離されてしまう、行政としての業務をしなくなるということは、私たちにとっては理解できません。

それでも民間移管を進めていくというのであれば、どうしようもありません。私たちが反対したところで覆らないのであれば、そこにエネルギーを使って子どもたちに負担をかけるよりも、よりよい移管の方法を考えていきたいと思っています。

当初、聚楽保育所の民間移管の話が出てきたのが2年前の夏でした。それ以降、十数回説明会を開催していただいておりますが、全くの平行線で折り合うこともなく、たまに離れていくという状態が続いております。それでもこのままではいけない、私たち自身が良い方法を考えなければいけないと思い、ようやくここまで来ました。

聚楽保育所にはいろいろな子どもがいます。障害のある子どももいれば健常な子どももいます。その子どもたちが毎日普通に生活しています。

障害のある子どもたちが聚楽保育所に入所した理由を聞くと、どこの保育園にも入れずによく聚楽保育所に入ることができたそうです。「入所しても大丈夫ですよ。」という言葉聞いてすごくほっとしたという話を聞いたときに、聚楽保育所があっただけ良かったなと思いました。

そのようなことも踏まえて、私たちがずっとお願いをしているのは水準の維持です。これを言うと現状維持かという話になりますが、最低限現状維持です。これは当たり前前のことです。御理解いただけていますか。大丈夫ですね。

より良くするということが一体何なのか明確にされないまま審議されているので、私たちには分かりません。私たちの希望がすべて通るのであれば、より良くしてください。それは無理でしょう。だから現状は維持してください。このことをお願いします。

水準を維持するうえで、絶対に必要になると考えているのが最低点です。何度も審議いただいておりますが、本日も審議項目になっておりますが、私たちからこんな風に審査いただきたいと思いますというのを資料として付けております。

先ほど審議のあった1つの項目で2つ以上のことを聞いているダブルバインドやトリプルバインドについては、保護者内でも意見が分かれておりました。「2・1・0」の3段階での評価であれば、例えば重大事故に関しては、事故があったら0点、事故があったが対応がきちんとしていれば1点、事故がなかったら2点という考え方もできるので、そのような考え方を基にして、書類審査の評価点の考え方という資料を作成させていただきました。ここに、なぜ2点なのか、1点の理由は何かというこ

とを記載させていただいております。

たとえば、重大事故の項目においては、事故があったかなかったかという聞き方ができるかと思えます。重大な事故という聞き方をすると評価が難しくなりますが、事故の有無を聞いた場合、重大な事故があれば0点、軽微な事故であれば1点、事故がなければ2点というような評価が可能です。先ほど土江田委員が、重大な事故があったと報告されたが重大ではなかったときの事例を出されましたが、何を基準に判断するのも問題になり、事故の程度を明確にするという次の問題が生じます。こういった観点から評価の考え方を記載させていただいておりますので、御検討をお願いします。

続いて、実地審査の項目について、書類審査における関連項番を追記させていただいております。実地審査をしていただく際に、この項番に基づいて、できているのかいないのか、やっているのかいないのか、実績があるのかないのかを判断いただきたいと思えます。

ここまでの保育水準の維持及び最低点設定の考え方です。最低点が作れないのであれば、聚楽保育所が何点なのかを評価いただき、その点数を下回ることがないようにしていただきたいです。聚楽保育所の点数を下回っているが、競合の法人よりも高得点であるから選定することになれば、水準が維持できていないとの判断になります。それでは、私たちは困ります。だから最低点を求めています。

京都市が出してきている項目が150点満点なのであれば、京都市で実施している保育は150点のはずですので、本来であれば150点満点でなければ水準の維持にならないはずですが、このことも含めて考えていただきたいと思えます。

続いて研修の話ですが、民間園でも当然研修をされているということは分かっております。何故京都市と同じ研修を受けてほしいのかというと、京都市の職員と同じ目線、同じ考え方、同じ内容を引き継いでもらいたいからです。同じ意識を持って子どもたちと接してもらいたいですし、保育所運営をしていただきたいです。そのために京都市の行う研修に参加していただきたいと思っています。その研修を受けていただいたうえで、引継ぎの期間という話になりますが、聚楽保育所は朝の7時から夜の7時まで12時間保育していただいています。引継ぎの担任1人が12時間勤務できるのかと言えば無理です。ましてや、引継ぎ職員の方が不測の事態で来られなくなった場合、その次はどうするのでしょうか。だから、引継ぎの担任予定者は2人にしてください。

また、移管後の運営に係る基本事項についても資料を作成させていただいておりますが、こちらについても水準の維持という観点から私たちの希望として、こういう基本事項を守っていただきたい、こういうことをしていただきたいというところを記載しています。現状の案で修正いただきたいところは取消し線を入れ、追加していただきたいところは太字のうえアンダーバーを入れております。

私の方からはこれで最後になりますが、最も望むことは、京都市聚楽保育所という形で地域の中で残っていくことです。聚楽保育所は地域の中で40年近く存在してきました。地域の中で地域の人たちと一緒に子どもたちを守ってきました。地域との関係性を含めての聚楽保育所の質であり、水準と思っていますので、そこを維持できるようにしていただきたいと思っております。



私の方からは以上ですが、障害児保育の観点から実際に利用している保護者から話を述べさせていただきます。

娘が福山型先天性筋ジストロフィーという病気を抱えて生まれてきました。機会があれば、「ふくやまっこ」で検索いただくと分かりやすいホームページができています。日本人しか知らない病気であり、通常の筋ジストロフィーであれば、身体障害しかありませんが、知的な遅れもあり、もちろん全身の筋肉が弱いという症状の子どもです。今では聚楽っ子の一員として、聚楽保育所に入所する前では考えられなかったような発達を見せており、楽しい生活を送らせていただいております。やはり先生方の関わりと、子ども同士の関わり方が良いため発達していると思っています。

当然ですが、子どもたちはみんな遊びに行きますが、うちの子どもは動けません。今でこそかなり知的な部分も伸びて、車いすで自由に動けますが、当然車いすに一人で乗れません。そういったところでしっかり先生方がフォローしていただいております。一般の子どもと違い、できないことについてしっかり先生がフォローしていただいております。身障1級を持っている人と療育の人とでは、加配の付き方も全く違うと思いますが、うちの子どもの場合は身障1級がありますので、しっかりついていただいている状態です。

私の経験を申し上げる形になりますが、最初は仕事をしておらず、幼稚園に通うことを考えました。家から通園可能なところに10箇所以上も電話をしましたが、1箇所も見学にはすら行けませんでした。障害児ですとお話すると、障害児も受け入れていきますよという返事が返ってきますが、実際は歩けませんが大丈夫ですかと聞くと、それは無理ですと、言い方はそれぞれですがすべてお断りされました。中にはそういう子どもが行く福祉施設に行ったらどうですかと管理職の方に言われたこともあります。それが現実です。

同じ障害児を持つ友人の中には、仕事をしている人も多くいますが、やはり入院も多いので、一旦仕事を辞める人もたくさんいます。実際に保育所に入れた人のほとんどが公立保育所です。友人の中には民間保育園に通えたものの、継続できなくなって、公立の方に移ったという方もいます。身障1級を持っている子どものうち、実際に民間の保育園に通っている児童数及び公立の保育所に通っている児童数を見たいと思います。その数値は出るのではないのでしょうか。子どもの障害は、3歳くらいまでだと一般的に発達障害とダウン症のことを指します。具合の悪い子どもは病院から出てこられないという現実もあり、保育所には通えません。親もいろいろなところで壁を感じて社会にもなかなか出ていけないので、家に閉じこもってしまうのが現実かなと私は感じています。

ここにいらっしゃる方の中で、お子さんやお孫さんが行く保育所がないと切実に思った方はいらっしゃいますか。なかなかいないと思います。希望した保育所に行けなかったというのはあるでしょうが、見学にすら辿り着けない、全く見通しが立たない、そういった友人が私の周りにはたくさんいます。私もそうでした。見学まで行けたのは公立の保育所だけです。社会に出ようとする第一歩で出ばなをくじかれるような状態です。子どもを育てる場所が、安い・早い・うまいといった外食産業のような順番

で良いのかと疑問に思います。コスト優先の保育所であって良いのかと思います。

全体的な経営も大切だと思いますが、公立の保育所が担ってきた意味や役割を今一度考えていただきたいです。私個人は素晴らしい民間園があるということを知っていますので、どうしても民間になるということであれば、丁寧な民間への移行をお願いします。丸投げはやめていただきたいです。

私は、こぐま園という療育施設も利用しており、利用して1年目くらいのときに民間委託になり、先生が全員変わり、私のクラスの担任は経験のない先生しかいませんでした。1年泣いて2年泣いて、今では先生方の理解も進んでいる感じですが、やはりもう少し先生が残ってくれていたら良かったなと思いました。1人残ってくれていましたが、1人では手が回りません。とても苦い経験がありますので、移管をするのであれば、丁寧に時間をかけて、1年で変わることはないような内容でお願いしたいと思います。

また、余談になりますが、うちの子どもは車いすなので、車で出かけることが多いのですが、サービスエリアや小売店などで障害者用スペースに止めようとする時、雨の日ほど障害者でない方の車が停まっています。障害者の車もありますが、実際はいろいろな車が停まっています。もし、いろいろな人がいるという環境で育っていればそのようなことはしないと思います。今までは障害児は支援学校行ってくださいといった隔離でした。現代は特に核家族が多いので、自分の生活環境の中に周りに障害者がいるという環境がないのかなと思います。しかし、幼稚園でも保育所でも小学校でも、周りに誰か1人ハンデのある人がいれば、もう少し思いやりや想像力が育つと思います。今は関係ないと思っている人がたくさんいると思いますが、幼稚園や小学校のレベルで当たり前にもいろいろな人がいる環境を作っていってほしいです。聚楽保育所の地域では、あまり嫌な思いをしたことはありません。それはやはり地域の力が大きいと思います。どのような社会が良いのかということは話がずれるかもしれませんが、市営保育所がなければ私たちは子どもを預ける所がなくなってしまいます。子どもを預ける場所をなくさないでほしいと思っていますので、よろしくをお願いします。

#### 【安保部会長】

ありがとうございました。

研修につきまして、京都市の職員と同じ目線でとおっしゃっていましたが、京都市の研修には階層別と分野別があり、民間でも分野別の研修を実施されているとお聞きしています。京都市の研修はすべて受講してほしいという要望でしょうか。

例えば、階層別については、経験年数によるものなのですべて受講しなければいけません。分野別については、同じテーマであれば保育園連盟などが実施している研修を受講するようにしても良いという措置にすることもいけないのでしょうか。

#### 【聚楽保育所保護者会】

民間の研修への参加を否定しているわけではありません。負担はかかってしまっていますが、両方受講することも大事だと思います。なぜ京都市の研修を受けていただきたいのかというと、市営保育所で働いていらっしゃる職員たちに、市ではこんな風にや

っているということをその場で聞くことができ、市の保育を共有できるので、市営の保育方法を経験できますし、研修の場で目線を合わせることもできると思うからです。京都市の職員と同じ場所で研修を受けていただきたいです。

最低点にせよ、研修にせよ、私たちが求めていることはすべて市営保育所、厳密に言えば聚楽保育所の保育の内容や水準をいかに引き継いでいただくかが前提にあります。もちろん民間でもいろいろな研修をされていることは承知しております。もしかしたら民間の方が良い研修はあるかもしれませんが、それはわかりません。原則として市営の保育を引き継ぐためには、どうやって引き継いだら良いのか、いろいろな条件をつけて、その際、我々にとって安心できる移管のために、市営の保育所の内容を担保するものが必要で、そのためには、やはり原則として、市営保育所の保育士が受けている研修を移管先の保育士にも受けていただくというシンプルなお願いです。

#### 【土江田委員】

私がお聞きした限りでは、市の研修には大きく分けて階層別と分野別があり、分野別の研修は講師が同じであるなど、民間が実施している研修でもある程度充足できるのかと思います。

保育に対する理念や考え方、子どもへの接し方などを学ぶのは、どちらかと言えば階層別の研修であると聞いたので、例えばですが、すべて同じ研修という義務付けではなく、目的達成のために必要な種類の研修を受講するようにし、受講する内容は今後の話し合いの中で決定した方が良いのではないかと思いましたが、そのような方法ではいけませんか。

研修をすべて同じにしなければならないのではなく、評価しておられる聚楽保育所の職員と同じ理念を持って保育していただくための御意見かと感じましたが、いかがでしょうか。

#### 【聚楽保育所保護者会】

基本はそのとおりです。

民間園の保育士も良い実践方法などたくさんお持ちだと思います。それはそれで、京都市の職員と交流したうえで、子どもたちのためになるのは何なのかを構築し合っていたらいいと思います。分野別では、障害児保育を重要視しています。たとえば学校法人は乳児保育の経験がないので、京都市の保育はどうしていたのか、調理師による離乳食はどうするのか、といったところで困惑されると思います。特に、給食はいろいろな事情があると思いますので、別個で調理するなどの対応が必要になります。そのようなやり方を学んでいただく必要があります。その点では、京都市はこれまでしっかりやってきていただいております。それと同じことをやっていただきたいので、京都市の研修を受けていただきたいです。

#### 【藤木委員】

民間の保育園でも、車いすを使用している子どももおられますし、私の子どもも身

障2級です。3歳まで歩けず、歩けるようになれば来ても良いですよと市営保育所に言われ、少しずつ歩けるようになり、半日だけの入所許可をいただいた経過もあります。先生の気持ちや熱意があったからこそ入所できたと思います。保育所の先生方の熱意によるものですので、民間の保育園でも熱意のある保育士がいるところは入園できると思います。

そういった点については、私たちも注意しており、障害者の受入れが十分にできるかどうかはしっかり確認してきていますので、今回の審査に当たっても注意したいと思います。

### 【聚楽保育所保護者会】

実際、そのような保育園があることは理解しています。すべてがすべて、障害児保育ができていないとは思っていません。審査のときはできますと答えて、実際にできていたものの、聚楽保育所での運営を始めてから、やはり人が足りないから受け入れられませんということにならないようにしていただきたいです。そこに制限をつけておかないと、現在運営している園ではできているけれど、聚楽保育所では職員の手配ができなかったから受け入れられませんという事態になると困ります。障害児保育を必要とされている方はたくさんいますので、そういった方が入園を希望されたときに受け入れられる体制を維持していただきたいです。

先ほどのお話で、障害児を受け入れても大丈夫そうだから受け入れるという姿勢はあると思いますが、最初から重度の障害と分かっている場合、電話した時点で断られます。私の子どもが2歳で判定を受けたときは、どの項目も生後3箇月以下の判定でした。首も据わらないような状態で、そのような子どもが聚楽保育所にもいますし、最初見学に行った壬生保育所にもいました。民間保育園の一時保育を利用したこともありますので、民間にも重度の障害児がいることは分かっていますが、実際最初から通えている子どもはなかなかいないのが現状です。半日くらい試しで保育をお願いしているときは、仕事を見つけられません。私は半年くらい赤字で仕事に行っていました。民間保育園などいろいろ掛け持ちして、給料より高いお金を払って入所していました。やはり仕事を辞めている方もたくさんいらっしゃいます。今後は共働きが当たり前の社会になってきますので、ある程度入所させていただかないと将来壬生保育所が障害児施設のようになってしまう、入所できるところがなくなります。最初からしっかり入所できる体制をお願いしたいです。

できれば、看護師を雇っていただきたいです。そうなれば民間になって良かったなと思えます。

先ほど熱意とおっしゃいましたが、どんな保育士であれ、保育に携わろうとする方は熱意を持ってされていますし、園にしても、運営する以上さまざまな思いを持ってされていると思います。熱意を否定するわけではありませんが、我々は障害児保育ができる体制を確認したいので、審査に当たってもその点をしっかり確認していただきたいと思います。受入れについても、受入れができる体制がどんなものなのかしっか

りとビジョンを持ち、考え方を定めていただいて、そのうえで審査をしていただきたいと思います。

もちろん、民間の研修が悪いというわけではありません。聚楽保育所で行われている保育の質を担保するとはどういうことなのか形式を整えて、我々に分かりやすく提示していただきたいです。それは我々の提案としましては、市の職員と同じ研修を受講することが市営保育所に限りなく近い保育内容・水準を維持することにつながるのではないかと考えを持っています。繰り返し言いますが、民間の研修を否定するわけではありません。障害児保育についても民間の取組を否定しているわけではありません。市営保育所・聚楽保育所の保育の水準を維持するということは京都市とも何度も確認していることであり、それをどのように実現するのかを審査していただきたいです。我々として、書類審査の評価点の考え方を提示したこともそうですが、移管後の運営に係る基本事項については、これを守ることで聚楽保育所の保育内容・水準を維持できると考えて提示しているものです。なので、これが本当に実現できるのか見ていただきたいです。本来であれば、事務局から提案していただければ良かったのですが、事務局からできることとできないことがあると思います。我々は、聚楽保育所の保育内容や市営保育所の保育について、この2年間勉強会などを開催し検討してきました。それを維持するためのこの基本事項が守られるのであれば、我々にとっても比較的安心できる移管になるのではないかと思います、作成した保護者案ですので、1点1点しっかりと検討していただきたいです。

**【安保部会長】**

安藤委員は何か質問等ございますか。

**【安藤委員】**

特にございません。

**【安保部会長】**

清水委員はいかがですか。

**【清水委員】**

基本事項の記載について、言葉の改めについてしっかり確認したいと思います。

**【聚楽保育所保護者会】**

言葉の改めとはどういう意味ですか。

**【清水委員】**

「実施」という表現を「保障」と変更されている点などのことです。変更されている意図を考えて読み込む必要があると考えています。

**【聚楽保育所保護者会】**

一つひとつ御質問いただければ、お答えします。

**【土江田委員】**

書類審査項目4つ目の「事故及び不祥事」について、事故及び不祥事の有無と対応が適切であったかどうかの2項目が混在していました。今回の案では、事故等の有無とその後の対応は一緒にしても良いが、事故と不祥事を明確に分けるべきという考えでしょうか。

**【聚楽保育所保護者会】**

その項目については、事故と不祥事を切り分けた方が良いのではないかと思います。事故は事故そのものであり、不祥事は不正や職員の不適切な行動ですので、2つを同項目では審査できないという考えから事故と不祥事を分けております。

**【安保部会長】**

評価点の考え方については、一例として提示いただいたものですか。

**【聚楽保育所保護者会】**

例というよりは、保護者が安心できる基準をお示ししたものです。

本日の資料において、事務局案として、書面審査項目を分けた形で出していただいています。以前の募集要項案に係る説明会の際に、基準が2つ以上あるのはおかしいと指摘したことを受けて修正していただいたことかと思いますが、我々の中でも判断が分かれているところです。総合的に判断するのであれば、「2・1・0」の評価点でもおかしくないと考え、評価点の考え方を付けさせていただいております。評価点の考え方は、保護者としてこのように考えて点数をつけてもらえれば納得できるという考え方です。

保護者の中でも意見を統一できませんでした。私は一つの審査項目の中に2つの審査基準があることはおかしいと思っています。重大な事故の有無と対応が適切であったかどうかは異なる審査基準であり、どちらに重きをおいて審査するのか不明です。保護者案としては、折衷案である評価点の考え方を示させていただきました。

そもそも、従来案に記載されている「審査基準」は、「審査内容」ではないかと考えています。各審査項目における審査内容が示されており、審査基準として評価点の考え方を提示させていただきました。この考え方を持って「2・1・0」の点数を付けていただく。仮に点数が「1・0」のみであれば、事故があったが対応はできていた際など採点ができないと思いますが、「2・1・0」ならば採点も可能かと思ひ、このような考え方を示しております。

**【安保部会長】**

「2・1・0」の基準については、過去の採点の際もそうでしたが、ここに記載い

ただいた考え方よりもさらに細かいチェックを行い、採点しています。その基準をすべて明文化することは難しいとは思いますが。

**【村上担当課長】**

こちらに記載いただいている基準については、書面審査に関するものであり、書面審査の基準を公表すると、申請者がその基準に沿った書面を作成できてしまうため、公表することはできません。

**【聚楽保育所保護者会】**

公表する必要はないと思います。当然、これまでの審査の基準も我々は知りませんが、こちらの考え方を示しておく必要があると考え、記載させていただきました。

**【村上担当課長】**

先日の説明会において、例として事故があった際の採点の基準を簡単に説明させていただきましたが、同様にこれまでの審査等において積み重ねてきた基準があり、2つの項目が入っている場合でも明確な基準を持って審査しておりました。また毎年、審査項目についても修正や増加があり、審査していくうえで新しい基準や見方も出てきます。今回いただいた御意見につきましても、委員の皆様には今年度の審査をするに当たって、考慮いただいたうえで審査していただきたいと考えております。

**【安保部会長】**

移管後の運営に係る基本事項の考え方について、例えば、基本事項に違反した場合の取扱いの項目では、保護者案では運営に関する記載をされていますが、従来の案においても当然法人による運営を停止することは分かりきったことですので、記載はしていません。

**【聚楽保育所保護者会】**

従来の案では、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、利用者の保育を保障することと記載されていますが、我々は重大な違反を犯した法人が、次の運営者が決まるまで保育を行うなどあり得ないと考えています。ですので、速やかに運営を返還し、費用が生じた部分は損害賠償請求に応じるとしてあります。次に運営する法人等が決まるまでの間、違反のあった保育所に子どもを預けたくないという思いです。

**【村上担当課長】**

突然の協定解除により運営を停止した場合、市としても職員などの準備ができていない状況であり、すぐに対応ができません。運営ができる体制が整うまでの間の保育を保障するためこのような記載になっています。

**【聚楽保育所保護者会】**

運営は京都市に返還されるのですか。

**【村上担当課長】**

法人が運営します。

**【聚楽保育所保護者会】**

重大な違反があったにも関わらず、運営し続けるのですか。

**【土江田委員】**

違反の程度にもよるかと思います。たとえば重大な事故があったにも関わらず、なかったと報告していたなどのケースもあるかと思います。

現実的に、翌日からの運営を考慮した場合、このような対応をとらざるを得ないと考えています。

**【聚楽保育所保護者会】**

違反の程度の問題ではなく、重大な違反があった場合の対応です。その場合は、速やかに協定を解除するはずですので、運営は京都市に返還されているのではないですか。

**【安保部会長】**

そのような事態にならないように移管先を選定していますが、万が一協定の不履行などの理由により協定解除となった場合には、相手側の義務として、それ以上の損害を与えないようにする必要があります。協定が解除されたからといって、翌日から保育士が誰もいないという状況になれば、子どもや保護者がより大きな損害を被ることになりますので、それを防ぐための措置をさせる意味でこのような記載になっています。

**【聚楽保育所保護者会】**

保育の保障については、もちろんそのとおりですが、保護者の心情としては、重大な違反事項があった保育所に安心して子どもを預けられるかということです。

**【安保部会長】**

修正案の趣旨は理解しました。

**【聚楽保育所保護者会】**

提案の趣旨はお伝えしたとおりですので、こちらの意図を理解していただいて更に洗練された文言にしていきたいと思えます。

**【安保部会長】**

他に御質問等ないようでしたら、聚楽保育所保護者会への意見聴取は終了させていただきますがよろしいですか。



**【聚楽保育所保護者会】**

終了ということは移管後の運営に係る基本事項等について承認いただいたということですか。

**【安保部会長】**

意見聴取は御意見を伺う場ですので、この場ですべての結論を出すわけではありません。

**【聚楽保育所保護者会】**

それぞれの項目の意図についての質問を受けていませんが、委員の皆様伝わっていると考えると良いですか。今後の審議において、もし我々の意図と違う解釈をされていた場合、我々はそのに対してどのように意見を申せば良いのですか。

次回の日程は7月8日であり、その際は我々には意見を述べる機会がありません。次回の会議で募集要項を確定させるとお聞きしていますが、我々の提案が反映されていない形で募集要項案が審議された場合、どこで意見を述べれば良いのですか。

**【安保部会長】**

本日意見聴取をさせていただき、お伺いした御意見はできるだけ反映させるように審議させていただきますが、すべてを反映できるわけではございませんので、最終の審議は我々委員に任せていただきたいと思います。

**【聚楽保育所保護者会】**

反映できないのであれば、それぞれの項目について根拠を明示していただきたいと思います。そうでなければ、我々はせっかく提案したのに、反映できない理由が分からないままになってしまいます。

保護者会としての希望をこの案に記載しており、この案を反映していただければ我々にとって安心できる移管になります。現状の事務局案のままでは、保護者は今後不安を感じます。この案のとおり法人であれば、今後も仲良くやっていけるなという思いです。

遺恨があるまま民間移管を進めて、子どもを預けるのもしんどいので、保護者の思いを理解して一緒に運営していける法人に移管していただきたいと思います。これまで、我々は聚楽保育所の職員とそのような関係を築いてきました。それを踏まえての案だということを理解していただきたいと思います。次回の選定部会において、我々の思いが理解されていないような募集要項案で審議されるようなことがあれば、我々はどうやって思いを伝えれば良いのか分かりません。結局、不安や不満を抱えたままになってしまうので、反映できないのであればその理由を明示していただきたいと思います。

**【安保部会長】**

御意見いただきましてありがとうございます。

今後、我々委員の方で審議してまいります。

**【聚楽保育所保護者会】**

ありがとうございました。

**【安保部会長】**

それでは、次の審議に進みたいと思います。

前回の選定部会において積残しになっておりました事務局からの審議提案事項について、最低点の設定の項目から順に審議したいと思います。

最低点を設けるか、またある項目で点数が得られない場合は移管先として選定しないなどについて、御意見をお願いします。

**【土江田委員】**

抽象的になってしまい申し訳ありませんが、聚楽保育所の移管先としてふさわしいかどうかについて点数のみで考えるよりは、総合的に判断すべきと思います。これまでの選定の際も引き継ぐに当たってふさわしいかどうかで審査してきましたので、最低点については必ずしも設ける必要はないと考えています。最低点を設定するよりも、委員同士の議論を深めた方がより良い法人を選定できると思いますので、最低点の設定には否定的な考えです。

**【藤木委員】**

選定委員は細かい点数について議論を交わし、常識的な選定をします。悪い申請者には悪い点数がつき、良い申請者には良い点数がつきますので、最低点を設定することはないと思います。

**【安藤委員】**

最低点については設定が難しく、選定部会として統一的な見方をしていくなかで移管先を検討していけば良いと思います。

**【清水委員】**

先ほどの聚楽保育所保護者会の意見によれば、聚楽保育所は満点をとれるとのことでしたので、それを最低点に設定すると満点が最低点になってしまいます。実際に聚楽保育所の採点をするかどうか問題になりますが、聚楽保育所の何割の点数なら良いか、どこが着地点にふさわしいか、聚楽保育所の点数は参考とするのか判断できかねます。

**【安保部会長】**

例えば、ある中項目の全てが0点の場合、排除するというような方法もありますが、そもそもそのような申請者は選定しませんし、過去にもそのような申請者はなかったと思います。ただ、そのような基準を設けることはできると思います。

保護者の方が心配されている点は、申請が1箇所しかなく、点数が低かったにもかかわらず移管先として選定されてしまうことだと思います。

**【聚楽保育所保護者会】**

違います。

ひどい法人を排除するための足切りや最低点ではなく、聚楽保育所の保育の内容と水準を担保するためには、聚楽保育所の点数よりも低いところを選定することはおかしいという意味です。

**【土江田委員】**

例えばですが、ある項目で図抜けて素晴らしいところがあった場合、3点をつけたくても、採点方法が機械的なため2点しかつけられません。そんななか、ある項目で1点になってしまった場合、総合点は149点になってしまい、保護者の方のおっしゃる理屈では選定できなくなってしまいます。

**【聚楽保育所保護者会】**

だから先に聚楽保育所を採点してくださいと言っています。最低、聚楽保育所の保育内容を引き継ぐのですからそれより低い点数では引き継げないということになりませんか。

**【安保部会長】**

私の発言が保護者会の意図と違っていたため御意見をいただきましたが、基本的には委員の中で議論をしております。申し訳ありませんが、保護者の方は発言を控えていただきたいです。

保護者会から聚楽保育所を採点してほしいという要望がございましたが、審査様式が民間園に応募いただく様式となっており、経営の健全性や組織内部のチェック体制など聚楽保育所には全く当てはまらない項目もありますが、民間園に引き継いでいただくに当たっては、法人の財政の健全性なども非常に重要になります。

清水委員の先ほどの意見では、最低点については判断が難しいということですか。

**【清水委員】**

保護者会の作られた判断基準については、関係者の方がこうあってほしいという観点から作られているので厳しい基準になってはいますが、これを用いずに従来の方で採点するのであれば、最低点があっても良いのかとは思いますが。

**【安保部会長】**

少なくとも中項目で0点があるところを排除することは明記していただければ良いと思います。点数につきましては、聚楽保育所を引き継いでいただくにふさわしいところに応募いただき、選定部会において厳正に審査したいと考えておりますので、明記するのであれば、点数が望ましくない場合は選定しないことがあり得ると

いう旨を書いていただくほかありませんが、望ましくないという表現が具体的に何点なのかを明確にすることは難しいと思います。

そのような形で付記いただくということでもよろしいでしょうか。

清水委員はいかがですか。

**【清水委員】**

どの部分に付記するのでしょうか。

**【安保部会長】**

たとえば、募集要項の最初のページの下段（※1）に「申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。」とされています。応募いただいたとしても、運営計画等で引き継げそうもないところを審査の対象外とするものですので、ここに追記することで中項目が0点の申請者は排除できると思います。

**【村上担当課長】**

（※1）については、審査の実施前に関する規定ですので、中項目が0点の申請者の排除は（※2）で規定できます。

**【安保部会長】**

文言の表現については、検討するというのもよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

**【安保部会長】**

続いて、点数配分について換算すると分かりにくいという意見がありました。前回の部会において、換算しない場合、書面審査と実地審査及び運営実績と事業計画の配点のバランスがどうなるかを事務局に検討してほしいと依頼しておりましたので、御報告をお願いします。

**【村上担当課長】**

部会長からお話いただいた項目につきましては、資料3の「点数の配分について」で説明します。

まず、「1 現状の考え方」ですが、①のとおり運営実績と事業計画を1対1で評価するというのが従来からの考え方でございます。

②運営実績においては、書面審査と実地審査を1:2で評価しております。これは、これまでの移管対象保育所の保護者の方からも運営実績については、書面より実地を重視してほしいとの御意見もあったことも踏まえ、書面よりも実地の点数が高くなっているところであります。

そのような現状がある中、「2 換算せずに評価する場合の課題」についてござ

いますが、まず、①運営実績と事業計画を1：1で評価することができなくなります。換算せずに評価した場合、運営実績と事業実績が128：90という点数配分になり、1：1での評価になりません。

また、運営実績においては、書面審査と実地審査が1：2ではなくなり、従来の方法よりも書面の比重が高くなります。

点数の比率を調整するために質問の項目数を調整することもできますが、現在の質問の項目数は以前から精査を繰り返し、作成していただいたものですので、点数配分を調整するために質問を削ったり増やしたりすることは適切ではないと考えております。

以上のことを踏まえまして、本市としましては、これまでどおり、運営実績と事業計画の点数配分を1：1、運営実績における書面審査と実地審査の配分について1：2とするバランスを維持するのが望ましいと考えております。

説明は以上です。

#### 【安保部会長】

前回の部会において、清水委員は換算するよりはそのままの点数でも良いのではという御意見でしたが、いかがでしょうか。

#### 【清水委員】

持ち帰って検討しましたが、配点における比重は基準となるものなので、評価の方法を決めてしまえば、換算する方式の方が良いのかなと思います。項目が増えれば増えるほど、バランスがおかしくなっていくしますので、あくまでも今の比重を維持するのであれば、換算した方が良いと考え直しました。

#### 【安藤委員】

重点的に見るべきところは見なければいけません、書面や実地のバランスを考えた点数配分の方が良いと思います。

#### 【藤木委員】

私も従来のやり方や割合の方が良いと思います。

#### 【土江田委員】

審査基準の継続性という問題もあると思いますので、絶対にこちらの方が正しいという客観的事実が出てくれば、当然変更すべきですが、そうでない場合は過去のやり方から大幅に変更するべきではないと考えます。150点にすることが分かりにくいということであれば、218点にすること自体は構わないと思いますが、今まで踏襲してきたことを変えて、過去の結果が変わってしまうようなことはすべきではないと考えます。項目を見直すことはあるでしょうが、現在の点数配分を変えるべきではないと思います。

### 【安保部会長】

この機会に過去の選定における点数を見直しましたが、この点数配分で適正に評価できていたと思います。書面審査、実地審査ともに移管先にふさわしいと思った法人について、この点数配分で適切に評価できていました。書面と実地で1：2、運営実績と事業計画で1：1のまま維持した方が良いと思いますので、点数配分については、このまま維持したいと思います。

次に、引継ぎ・共同保育の期間について、聚楽保育所では7時から19時の12時間保育を行っておられ、クラス担任1人では上手く引継ぎができないのではないかという意見がありました。また、障害児保育を引き継ぐための保育士の追加してほしい、乳児保育をしていない場合、担任予定者を2人にして引継ぎ期間も長くしてほしい、離乳食は4月から始まるので、調理師も4月から引継ぎを始めてほしいという意見をいただいています。

こちらについても検討していただいていると思いますが、いかがでしょうか。

### 【土江田委員】

私はこの件については工夫で対応できると考えています。確かに、クラス担任にしても調理師にしてもより長く、より多くすれば良い面もあると思いますが工夫することでかなりの部分をカバーできると思います。カバーできない部分がどれだけあるのか現場の意見を詳しく聞く必要があるかもしれませんが、これまで聞いてきたなかでは特段変える必要はないと考えます。

### 【藤木委員】

難しい問題ですが、それ相応に対応してもらわないといけないと思います。

### 【安藤委員】

これまで民間移管されたところの状況を確認し、従来の方法で問題なく引き継いでいるのであれば良いと思います。これまでの基準で引き継いできたところの状況を確認してから判断すべきと考えます。

### 【清水委員】

前回の部会において、離乳食を引き継ぐために4月から調理師の引継ぎを開始するという案を十分に理解しておりませんでした。4月1日から離乳食の調理がないというケースもあり得るので、期間を限定せずに事案の発生状況に応じて引継ぎを行う方が無駄がないと思います。

4月からと限定する必要はないと思います。

### 【安保部会長】

今まで引継ぎを実施したところで、離乳食等何か問題があったことなどはありましたか。

### 【村上担当課長】

前回、離乳食について保護者の方の意見を踏まえて説明させていただきましたが、これまで移管した4箇所については、3法人は実際に離乳食の調理経験がありました。引継ぎの時期には離乳食を作っていない保育所もありましたので、実際に離乳食を作って子どもに食べさせる引継ぎではなく、市営保育所の離乳食の調理方法を引き継ぐといった状況でした。また、今回から学校法人についても申請資格の対象となりましたが、離乳食の経験がない法人は、まず見る事が大切になります。今年度も引継ぎを行っておりますが、離乳食については4月から常時見続ける必要があるというわけではありません。引き継ぐうえで気になるということで、引継ぎ上の規定にはありませんが何度か見に来ていただいております。調理するというわけではなく、様子を見に来ていただいているといった状況です。様子を見に来る頻度につきましても、4月当初から頻繁に必要なだといった声が上がっているわけではありません。

### 【安保部会長】

離乳食を行っていない法人等については、引継ぎの方法などについて注意して審査することになると思います。計画が実施できるかどうかをかなり厳しく聞くことになると思います。また、離乳食を行っていない法人が応募された際は、早くから見学に来たいという要望があることが予想されます。

引継ぎについては現状どおりとし、乳児保育を行っていないところに関しては、離乳食等についても実施できることを説明していただく必要がありますので、団体のPRの箇所で引継ぎ方法や実施方法を詳しく書いていただく形にするのはいかがでしょうか。

### 【土江田委員】

ヒアリング審査も実施しますので、そちらで聞くこともできます。離乳食は月齢や個別の子どもに応じた対応が必要で一般的なノウハウにはない対応方法などで配慮されていると思います。今まで離乳食の経験がない法人等は、その点について教えてもらう必要があるでしょうから、何度か調理の見学や実習に行くことは必要かと思えます。

経験のない園などはヒアリング時に、離乳食を引き継ぐ計画をお聞きしたいとは思いますが、引継ぎ当初から配置しなければならないとまでは考えていません。

### 【安保部会長】

応募してきた法人等に障害児保育や離乳食の経験がなかった場合は、団体のPRで記入いただくとともに、その点を評価した際には審査結果の講評において引継ぎの方法や手段を評価したとすることでいかがでしょうか。

[全委員承諾]

### 【安保部会長】

続いて、保育士の経験年数につきまして、保護者会の意見では、経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士2人というのはいくつか、各クラス1人は必要ではないか、乳児保育経験者は最低3人必要ではないか、というものでした。

聚楽保育所は入所児童が多く、これまでに移管した保育所と同じ基準では少ないのではないかと御指摘もございました。

この点についてはいかがでしょうか。

**【安藤委員】**

今まで移管した保育所での例はいかがですか。

**【安保部会長】**

保育士の経験年数が高いところで、かつ各年齢層をバランスよく配置されているところは、運営実績及び実地審査において高得点になりましたので、点数の面では職員配置を得点として反映できます。

聚楽保育所は定員が多いので、これまでの基準で良いのかということになりますが、京都市として何か意見はございますか。

**【村上担当課長】**

これまで移管してきた保育所は、概ね60人の定員で、最も多い保育所で70人の定員でした。今回の聚楽保育所の定員は110人のため、保護者の方の御意見も踏まえると、移管する保育所の規模に合った割合があっても良いと考えています。

**【清水委員】**

良い園に応募していただきたいので、世間一般に保育士が少ない中あまりハードルを上げ過ぎるのは申請する園が減ってしまうことが心配であり、慎重に決めるべきと思います。質の良い園にもかかわらず、保育士が1人足りないから応募できないといった事態は避けるべきと思います。もっともそのような園に引き継がれても困るという意見もあるとは思いますが。

**【安保部会長】**

現在の聚楽保育所では、加配の職員も含めて26人ですか。

**【村上担当課長】**

拠点担当者を除いて、加配の職員も含めて27人です。

**【安保部会長】**

具体的に何人に見直すべきでしょうか。

**【土江田委員】**



基準として何人が正しいかは分かりませんが、大規模・中規模の保育所であれば、応募する側もある程度規模のある園が応募する可能性が高くなりますので、子どもの人数に応じて、経験年数や乳児経験者の人数を増やすことはそれほど高いハードルにはならないと思います。応募するところにも、それに対応できる規模を期待します。

**【安保部会長】**

現状の聚楽保育所で言いますと、かなりの規模と実績を持っていないと保育士を配置できないと思いますが、経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士3人とし、乳児経験者についてはもともと項目がありませんでしたので、少なくとも1人という条件を追加するという御提案でよろしいでしょうか。

**【土江田委員】**

そのとおりです。

**【藤木委員】**

入所児童が多いと、それだけ若手保育士や経験のある保育士の配置が難しくなると思いますが、経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士3人という条件で良いと思います。

**【清水委員】**

ハードルを上げることで質が上がるという面もあると思います。経験のある保育士を1人増やすことによってどれだけ園としてのレベルが上がるかは分かりませんが、増やすこと自体に異論はありません。

**【安藤委員】**

市の配置基準では、経験年数は考慮されていますか。職員異動の際は、経験年数を勘案されるのですか。

**【村上担当課長】**

配置基準では経験年数は考慮していません。職員の異動においては、経験年数や異動のタイミング、全体のバランスを考慮していますので、保育所によって年齢構成が異なることは十分にあり得ます。

**【安保部会長】**

それでは、経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士3人、そのほか乳児経験者については最低1人という条件を設けるということとします。

次に、研修につきまして、階層別研修は経験年数ごとの開催ですが、分野別研修は年間でどれくらいの回数行われていますか。

**【佐川担当課長】**

乳児担当者研修は各保育所から1名出席して年4回あります。幼児担当者研修も同様に、各保育所から1名出席して年4回あります。乳児担当者研修，幼児担当者研修ともに、4回のうち1回は講義がございます。障害児保育担当者研修は年5回、造形研修は年4回です。

**【渡邊担当課長】**

地域子育て支援拠点事業担当者研修につきましては、拡大研修が年1～2回あります。そのほか研修ではありませんが会議を行っています。

**【佐川担当課長】**

乳児及び幼児の担当者研修には、これまで移管した保育所の担当者にも参加いただいております。

**【安保部会長】**

各研修には担当者1人が参加するのですか。

**【佐川担当課長】**

各保育所から代表者が参加します。

民間の研修についての参考資料として、研修体系図を添付しております。右上にマークの説明がございますが、○が京都市保育園連盟主催，☆が京都市保育士会主催，＊が共同機構主催，・が京都市社会福祉協議会などの主催です。このうち、京都市保育士会主催の18回及び共同機構主催の9回の研修については、市営保育所も参加する研修です。京都市保育士会には公・民関係なく入っておりますので、各保育所から1名などの限定なく参加します。

**【安保部会長】**

その研修は任意参加ですか。

**【佐川担当課長】**

任意参加です。

また、京都市保育園連盟は最下段に記載のとおり、一般基礎技術，発達，障がい児保育，保育内容，表現保育，食育，保健衛生，子育て支援・社会的擁護，地域支援や幼保連携など内容の研修について、初級・中級・上級・管理者に分けて実施されています。市営保育所の研修では各保育所から代表者1名が参加する形式をとっており、経験年数ごとの研修まではできておりません。

京都市が実施している階層別研修における新規採用保育士研修（1年目），初任保育士研修（3年目），中堅Ⅰ保育士研修（8年目）及び中堅Ⅱ保育士研修（15年目）については、移管先法人の保育士にも講義をしっかりと聞いていただきたい内容です。なお、中堅Ⅰ保育士研修（8年目），中堅Ⅱ保育士研修（15年目）及び中堅Ⅲ保育士研修（20年目）については、対象者がいないために開催しない年もございます。

【安保部会長】

階層別研修の所要時間はどのくらいですか。

【佐川担当課長】

初回は丸一日あり，午前は講義及び意見交換，午後は経験年数ごとの保健などの話があります。

【安保部会長】

階層別研修はすべて丸一日あるのですか。

【佐川担当課長】

初回は丸一日ありますが，二回目以降は半日のみの開催です。

【土江田委員】

階層別研修は任意ではないのですか。

【佐川担当課長】

階層別研修は，該当する年次が来れば参加しなければなりません。育休などで休んでいる場合は，育休明けに参加することになります。

【安保部会長】

このような研修を受けることで市営保育所での保育を身に着けられるものですか。安藤委員はいかがと思われますか。

【安藤委員】

現場の状況によって，どのプログラムを受けるべきかわ変わってきます。研修の中には，先ほど申されたように一日以上かかるものから半日で済むものもありますので，参加できる研修に積極的に参加すべきと考えます。

【土江田委員】

研修の講師は大学の教授などが中心ですか。

【佐川担当課長】

講義については，大学の教授が中心です。

【土江田委員】

例えばですが，移管先法人がこの研修を適用したとすると，民間での経験がある15年目の保育士は中堅Ⅱの研修を受けることになります。新規採用保育士研修から中堅Ⅰ保育士研修を受けてきていない者が，いきなり中堅Ⅱ保育士研修を受けた場合で

も、理解できる内容になっているのですか。実際に効果はあるのでしょうか。

**【佐川担当課長】**

所内での立場を自覚していただくことで、効果はあると考えていますが、より多くの研修機会を持たれる方が良いと思いますので、15年目の保育士が中堅Ⅰ保育士研修などに参加されても良いと思います。

**【土江田委員】**

承知しました。

**【清水委員】**

この研修は、参加後に効果を確認するテストなどはあるのでしょうか。

**【佐川担当課長】**

テスト等はありませんが、各保育所に持ち帰って実践にいかします。たとえば、心を育てる保育の講義を聴いた場合、子どもの声を受け止めているかなどを実践に返していくようにしています。また、分野別研修などに参加した際は、保育所内で伝達研修を行い、研修に参加した代表者1人で留めるのではなく、保育所内で効果を共有しています。

**【土江田委員】**

他の人に伝達することで自分の中でも整理できるので良い取組であると感じます。

**【藤木委員】**

階層別研修は、飛び級で受講できるのですか。

**【佐川担当課長】**

階層別研修は、対象となる年が来れば受講しますので、飛ばして受講することはありません。

**【安保部会長】**

保護者会の意見では、市の保育士が目線や考え方を身につけるためにも市営保育所の研修と一緒に受けることが必要とおっしゃっていました。

**【佐川担当課長】**

特に新規採用保育士研修においては、参加する市の保育士も十分に市の保育を理解していない状態ですので、その研修に参加いただくことも有意義だと思います。

**【土江田委員】**

民間のベテラン保育士が参加しても意義があるということですか。

**【佐川担当課長】**

そのとおりです。

**【安保部会長】**

可能な限り、共同保育期間は市営の保育士と同じ研修を受けていただくことが望ましいと思います。その後も、階層別研修は経験に応じた市の保育を学ぶうえで必要かと思いますが、分野別研修については、民間の研修と重なる内容もあると思います。

研修への取組方法については審査項目でもあり、これまで研修をどれだけ受けているか、内部での研修ができているかも確認していますが、今回の件においては、市の保育を学ぶと言う意味ですので、少し違う内容になると思います。

例えば、共同保育期間中は分野別研修及び階層別研修に必ず参加していただき、共同保育期間終了後については、階層別研修には必ず参加していただく。それ以外の研修にも可能な限り参加していただくという形でいかがでしょうか。

**【土江田委員】**

移管先法人が市の研修に参加する場合、特別な手続きが必要ですか。

**【佐川担当課長】**

特別な手続きはありません。こちらから案内を差し上げます。

**【村上担当課長】**

民間園すべてに声をかけているわけではなく、移管先法人にのみ声をかけています。

**【安保部会長】**

これまで参加されているところもあるということですが、参加を必須とするかが問題になります。

**【村上担当課長】**

今回、分野別研修と階層別研修に分けさせていただいておりますが、保護者の方は聚楽保育所の障害児保育が継続されるか心配されています。

分野別研修において、民間では経験年数ごとに研修を実施されており、市ではそこまでできていませんので、今後考えていく必要があると思っています。

ここでは、階層別研修と障害児保育の研修について議論していただきたいと考えています。

**【土江田委員】**

技術の面については、民間の分野別研修でもカバーできると思いますが、市の保育の考え方や子どもへの接し方が身につくのは、市の階層別研修とお聞きしていますので、共同保育終了後も階層別研修を中心に参加していただける条件を作ってはどうか

と思います。

分野別研修については、障がい児及び子育て支援・社会的擁護、特に配慮が必要な子どもに関する研修が重要であると思いますが、子育て支援・社会的擁護については民間でも非常に多くの研修がありますので、障害児保育に関する研修は共同保育後も積極的に参加していただくようにすべきかと思います。

#### 【安保部会長】

階層別研修については必須、分野別研修については少なくとも共同保育期間中は必須とし、それ以外については可能な限り参加していただくということでいかがでしょうか。

#### 【清水委員】

必須にする研修名は明記して盛り込めば良いと思いますが、未来永劫必須にするかは検討しておくべきだと思います。

#### 【安保部会長】

少なくとも当分の間は必要かと思います。

研修については、保育士が現場を離れていろいろな場所に行かれることもあり、全国的な規模や市内規模のものもありますので、経験年数に応じて、民間の保育士にも参加していただければ一番良いと思います。

#### 【藤木委員】

前向きに取り組んでおられるところは研修の回数や内容も多く、保育にいかすことができるため、研修は大事だと思います。

#### 【安保部会長】

研修については、十分に審査しています。

民間の場合は1～2人研修に出すことが難しく、夜に保育士全員で内部の研修をされているところもあります。そのような工夫についても審査時にお伺いしたいと思いますが、市営の研修について少なくとも共同保育期間中は参加を必須とし、以降も当分の間、階層別研修は必須として参加いただくという条件でいかがでしょうか。

それ以外の研修については、運営計画の研修の部分で評価するという案でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

#### 【安保部会長】

そのほか、審査項目については、複数の基準が入っている項目は分けた形で項目を作っていたとき、項目を分けた場合の点数配分については次回の選定部会において再度確認したいと思います。

本日、聚楽保育所保護者会から移管後の運営に係る基本事項等について御意見をいただきました。本日検討しきれなかった項目につきましては、次回審議したいと思えますので、委員の皆様におかれましては、本日いただいた意見の中で審議できなかった項目を次回までに検討してきていただきますようお願いいたします。

一時間ほど時間を超過してしまいましたが、そのほか御意見や御質問がないようでしたら、本日の部会はこれを持ちまして終了いたします。事務局に進行をお返しします。

**【佐川担当課長】**

本日は長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。保護者の皆様も、お忙しいところ御意見をお伺いさせていただき、ありがとうございました。

以上で、平成28年度第3回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。